

認定NPO法人フローレンス
 2015年2月2日

シングル家庭を支えてきた認定NPO法人フローレンスが 社員向けに新たな制度を導入。 ひとり親手当を創設しました！

認定NPO法人フローレンスは、福利厚生の一つとして、12月から「ひとり親手当」を新しく導入しました。フローレンスは、在宅勤務制度や有給の看護休暇・介護休暇制度などが整っており、子育てをしながら働いているスタッフが多く、その中にはひとり親(シングルマザー、シングルファーザー)として働いている者も複数人います。そこで、フローレンスでは、この度、ひとり親として就労しているスタッフに毎月5,000円が手当として補助されるという制度を導入することにしました。

制度創設の背景には、私たちの「ひとり親家庭の子育て問題」に対する課題意識があります。

■不安定な収入、増加するひとり親家庭。

幼い子どもを抱えるひとり親の場合、どうしても子どもの病気で急な欠勤などが生じてしまうことから、パートタイムや派遣社員などの非正規雇用で働かざるを得ない、という現実があります。

その結果、母子家庭の71%が年収200万円未満と、子どものいる世帯の平均に比べ、経済的に非常に厳しい状況に置かれています。

さらに、父子世帯においても、子どもの保育所へのお迎えなどがあるため、時間外労働を減らしたり、転職を余儀なくされたりするケースもあり、収入が大幅に減ってしまう恐れがあります。

一方で、ひとり親世帯は増加傾向にあります。25年度国民生活基礎調査によると、特に、母子家庭世帯数については、ここ20年間で大きく増加していることがわかります。



平成25年度国民生活基礎調査結果より

■民間でシングル家庭を支えるサービス展開。同時に企業として社員にも。

私たちは、2008年から「寄付によるひとり親支援活動」を通じて、ひとり親家庭に安価で病児保育サービスを提供する活動を続けています。現在支えるシングル家庭のお子さんは198名。ひとり親は子育てや仕事をすべて一人で抱えており、子どもが病気になったときは、両親が交代で子どもを看病することができず、ひとりで会社を休んで子どもを看護することになります。何日も休みが続くと収入が減ってしまったり、職場で弱い立場になってしまったり、最悪の場合は失職してしまう恐れまであります。頻繁に体調を崩す幼い子どもを抱えるひとり親は、こうしたリスクによる不安を一人で抱えながら、子育てと仕事を両立しています。

フローレンスは、病児保育を通して、ひとり親家庭の「子育てと仕事の両立」を手助けし、経済的自立の下支えを行ってきました。

フローレンスでは、社外だけではなく社内にも目を向けて、団体としてひとり親として働くスタッフに何らかのサポートをしていくことができないかと考え、今回、「ひとり親手当」を創設しました。月5,000円と決して大きな金額ではありませんが、ひとり親家庭を支えていこうとする団体の姿勢を示したものです。

小さな一歩ではありますが、このような取り組みから、ひとり親を取り巻く状況について理解してくださる方が一人でも増え、さらには「ひとり親手当」が他の企業にも波及し、ひとり親として子どもを育てることへの理解、子どもを育てる上での格差のない社会、親が安心して働ける社会が早期に実現することを願っています。



お問い合わせ：認定NPO法人フローレンス

広報チーム 担当：中村・藤田 メールアドレス spr@florence.or.jp 電話番号 03-5275-1163

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-3-7 秋穂セントラルビル2F

フローレンス公式HP：<http://florence.or.jp/>